

基安発 0909 第 1 号
国総建第 112 号
環廃産発第 100909001 号
平成 22 年 9 月 9 日

建設業労働災害防止協会会長 殿

厚生労働省労働基準局安全衛生部長



国土交通省建設流通政策審議官



環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長



再生砕石への石綿含有産業廃棄物の混入防止等の徹底について

再生砕石の材料となるコンクリート塊等の取扱いについては、建築物等の解体工事、産業廃棄物の運搬及び処分等のそれらを取り扱う各段階において、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「廃棄物処理法」という。）、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 12 年法律第 104 号。以下「建設リサイクル法」という。）等の関係法令により規定されている。

しかしながら、昨今、石綿を含む建設資材廃棄物が混入した再生砕石が使用されている事案が明らかになったとの一部新聞報道等があったところである。

このような事態に鑑み、厚生労働省、国土交通省及び環境省の三省において、再生砕石への石綿含有産業廃棄物（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた産業廃棄物であって、石綿をその重量の 0.1% を超えて含有するもの）の混入防止の徹底について改めて周知することとしたので、貴団体におかれては、引き続き、再生砕石へ石綿含有産業廃棄物が混入することを防止するため、関係法令等の遵守について下記の事項に留意されるとともに、各種マニュアル等も参考とされ、廃棄物等の適正な取扱いに万全を期すこと、並びに、解体等の作業における労働者のばく露防止対策の徹底について、傘下会員に対して周知徹底方御協力お願い申し上げます。



記

- 1 解体工事業を営む者は、建設リサイクル法に基づく特定建設資材廃棄物（コンクリート、コンクリート及び鉄からなる建設資材、木材、アスファルト・コンクリート）に、特定建設資材廃棄物の再資源化に支障を来す石綿含有産業廃棄物等の有害物質が付着・混入することがないように、分別解体を徹底すること。
- 2 建設工事の元請業者等事業者は、廃棄物の処理を委託する場合には、廃棄物処理法に基づく委託基準を遵守すること。また、石綿含有産業廃棄物が再生砕石等リサイクル製品に混入することがないように、廃棄物処理法に基づく保管基準及び処理基準を遵守するとともに、下請負人に対してもその遵守を徹底させること。
- 3 産業廃棄物処理業者は、廃棄物の処理を行う場合には、石綿含有産業廃棄物が再生砕石等リサイクル製品に混入することがないように、廃棄物処理法に基づく処理基準を遵守すること。